

結

ゆい

共謀罪が成立した。英米では数世紀前から労働運動が対象になり、「団結」と並んで「共謀」が処罰された。米では「団結」が共謀罪の対象にもなった。政府答弁で一般人は対象でないというが、治安維持法が成立するときも同じせりふだった。しかし、まず一般人に網を掛けて絞り込み、共産党員とその協力者を獄中に繋ぐと、今度は人民戦線事件などで、合法左派を逮捕した。その後、自由主義者、記者、東条政権に抵抗する人々まで狙われ、狂暴化し周辺へ拡大した実例として、「横浜事件」が典型的である。今後、共謀罪法で実行行為がなく「共謀」だけで処罰される事態は想像しにくい、窮極の内心が問われた治安維持法では経験済みである。共産主義者が狙われた時に自分は違うからと沈黙していると、次に社会民主主義者、さらに労働組合員の時もそうだと、自分が狙われた時は誰も助ける人が無かったというニーマラー牧師の反ナチ闘争の教訓は法則である。

木村直樹

第10号 2017年7月25日 発行：ユニオンと連帯する市民の会 「結」編集委員会



7.19 安倍内閣の暴走止めよう集会&デモ



中部電力過労死裁判



やまぜんホームズ過労死裁判

- 「連合」は政府（財界）の「働き方改革」後押しをやめよ！……近森泰彦…… 2
- 治安維持法、40年ぶりの蘇生 ……………西田一廣…… 3
- 岩永労災認定裁判・・団交と裁判の相乗効果……………竹久憲一郎…… 4～5
- フィリピントヨタの237名解雇撤回支援を！……………田中九思雄…… 6
- 韓国＝未来を決定する主体は労働者！……………松本朗…… 7～8
- 米イーゼス艦とコンテナ船の事故から見えるもの……………柿山朗…… 9～10
- 同一労働同一賃金を考える……………杉山直…… 11
- 愛知の地域共同行動、労働運動の基盤形成……………阪野智夫…… 12
- ユニオン魂で労災に苦しむ人々を支援……………古木民夫…… 13
- 風の電話……………池田美恵子…… 14～15
- 合宿報告……………植木日出男…… 15
- 本の紹介 宮前忠夫『企業別組合は日本の「トロイの木馬」』…近森泰彦…… 16

「連合」は政府（財界）の 「働き方改革」後押しをやめよ！

神津連合会長は安倍首相と会談し「残業代ゼロ制度」の創設を柱とする労働基準法改正案を修正する方向で一致した。政府・与党は残業上限規制を柱とする働き改革関連法案と秋の臨時国会で一括審議し成立させたい意向。労組の中央組織連合が容認したことで、成立の可能性が出てきた。民進党は原発再稼働への対応に続いて、労働政策でも方針の不一致があらわになったと、中日新聞は7月14日朝刊一面で大きく報道しました。



これに先立って7月12日、連合加盟組織である「全国コミュニティユニオン連合会」（略称：全国ユニオン）鈴木会長は連合トップに対して反論意見書を提出し同時に公表しました。

連合が「企画業務型裁量労働制」と「高度プロフェッショナル制度」を容認するという従来の態度を覆す方針を要請書にまとめ総理大臣に提出することに対して異議を申したてたものです。全国ユニオンは、過労死容認・ただ働き残業拡大を労働組合のナショナルセンターが認めることをあるまじき行為として強い反対意志を表明しました。

この2日後に神津会長は安倍総理と面談して長時間労働の恒常化と残業代不払いに道をひらく手助けをしたわけです。電通の高橋さん自死以降高まっている長時間労働規制の世論に背を向ける裏切り以外の何物でもありません。「小さく生んで大きく育てる」という政府の常套手段によってやがてひ

と月の残業100時間容認にとどまらず、「ホワイトカラーエグゼンプション」が息を吹き返し、年収400万円を超える労働者には残業代を支払わないところに行き着くことは目に見えています。

私はNPO愛知健康センターで労災・過労死などでご本人や遺族の相談をうけるボランティア活動を続けてきました。トヨタ関連企業や中電などの大企業の労働者や遺族の方々から相談が後を絶ちません。

この活動を通してトヨタなど大企業の労働組合（カンパニーユニオン）は一応に「組合員個人の問題は受けつけない」という対応をしていることが分かりました。苦難に直面している組合員が相談に訪れた時シャットオフするところが労働組合を名乗っていいものか？

私は入社と同時に労働組合に「自動加入」させられて、組合費は給料から天引きということから労働組合は「会社の一部」と思っていました。新入組合員に対する説明会で「中電労組はユニオンショップ制であり、組合を除名されたら会社を解雇される」と聞き緊張した覚えがあります。その後、自発的な組合運動に加わり、中部電力人権裁判の原告として思想差別撤回と組合の民主化をめざして「中部電力労働組合」とたたかうことになりました。

労働組合役員はこぞって民社黨員、彼らが音頭をとる職場の反共攻撃は常軌を逸したもので人権、民主主義を押し殺すものでした。その流れは今日の連合愛知にも引き継がれているようです。労働者は暮らしの視点から見れば市民社会の一員、長時間労働・パワハラ・セクハラ・過労死のない社会をつくっていくことは働く者と家族の切なる願いです。

真面目に働いていれば報われ、希望をもって暮らせる社会づくりを労働組合の基本に据え直す原点に立ち返ってほしいものです。

近森 泰彦

治安維持法、40年ぶりの蘇生

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

愛知県本部会長 西田 一廣

戦後、治安維持法がこれほど大きな問題になったのは、1976年以來ではないかと思う。

この年、「文芸春秋」誌1月号が日本共産党の宮本顕治委員長（当時）に対する戦前のでっち上げた事件（治安維持法等被告事件）を「リンチ殺人」とする立花隆論文を掲載するや、年明けの国会で民社党の春日一幸委員長が、戦前の警察や裁判所の資料による反共質問を行い、これに自民、民社両党、違法に戦前資料を入手した裁判官（後に罷免）、それらの所論を無批判に垂れ流すマスコミなどが加わる大々的キャンペーンが展開されたのであった。

さきの「共謀罪法」強行で、治安維持法とそれによる処罰は適正、適法と言いつつ放った金田勝年法務大臣の答弁を振り返り、あの1976年を学びなおす必要性を痛感している。

あのキャンペーンはただ過去の事件を持ち出したというだけでなく、治安維持法下の体制を全面的に是認し、「罪の言い渡しを受けざりしものとみなす」と法的に決着した事件を国会で蒸し返し覆そうとしたことが重大だった。

これに対して日本共産党は不破哲三書記局長が予算委員会で徹底的な論戦を行った。そこで三木武夫首相は治安維持法について「戦前には法律としてこれは施行されておったわけでありまして。これに対して私がいろいろここで価値評価をいたす立場ではない」と言及を避け続けた。そればかりか稲葉修法相は残忍な拷問、虐殺について「あったかなかったか、承知していない」「答弁しかねる。答弁いたしたくない」と開き直った。

一方、さきの金田法相答弁を振り返ると、まさにあのときのままであることに怒りが再燃する。

「治安維持法は、当時適法に制定され・・・、同法違反の罪に係ります勾留、拘禁は適法であり・・・、刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたもので・・・、刑の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪及び実態調査の必要もない」。

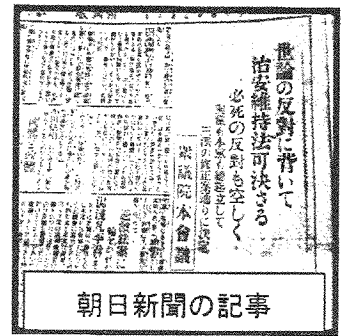
まさに、治安維持法は息の根を止め、清算されてはならず、眠っていただけだということがここにハッキリ示されている。

この法相答弁はこれまで同様、治安維持法自体について、「専門家の研究、考察等に委ねるべきもの」と逃げを打ち免罪した上で、「適法」「適正」としたものだが、そこでも裁きの端緒となる捜査、逮捕、取調べでの違法性は巧妙に避けていることは見逃せない。そこにこそ隠せない違法事実が無数にあるのだ。

金田法相は稲葉氏同様「資料を把握しておりません」と逃げるが、とんでもない話である。弾圧犠牲者の証言、新聞、雑誌などの記事、研究者による精緻な資料の収集整理と研究も多量にあるし、今でも数少ない生存者の証言も得られるのである。いったい稲葉時代からでも40年余、政府が事実に向き合い、資料を得るために何をしてきたか。実際これまでも、ハンセン病や従軍慰安婦の問題など過去の誤りを後の調査で解明し改めた事例はいくらかあるのに、治安維持法を闇に隠し続ける態度は異常としか言いようがないのである。さらに拷問は明治時代の太政官布告でも「無用」と明記され、「特別公務員暴行致死」で有罪とされた事例も一例ながら存在する事実から逃れることはできない。

しかも、拷問現場でいつも「俺たちは天皇陛下の警察だから、お前たちを殺してもかまわない」と豪語していた特高の勇、毛利基が「特高警察官は・・・多くの場合超法律的な事をしなければならない」（1942年の講演）と、確信犯ぶりを堂々と「自白」してさえいた。

まさに、戦争と暗黒社会の再来を阻止し憲法を土台に恒久の平和と人権を確保することは、彼らを断罪するたまたかの成功無しになしえないと、あらためてわが胸に刻むものである。



岩永労災認定裁判・・ 団交と裁判の相乗効果

1 経緯

(株) ティーエヌ製作所(豊田合成、トヨタ紡織などの下請、プラスチック成型、静電植毛等の製造業、140人規模)に成形段取りマンとして勤務していた岩永さんは、平成24年10月17日成形機の取り出し機から突出してきたチャック板と成形機の間で左顔面を挟まれ、脚立に乗っていたため宙づりとなっていました。

一宮市民病院に救急搬送され6日後、名大医学部付属病院へ転院「左眼球破裂」と診断され4回の手術を受けました。左眼の視力は入院当初0.02ほどありましたがだんだん見えなくなってしまいました。平成27年10月に眼科杉田病院において、「左眼眼球ろう右眼交感性眼炎の疑い」の診断が下され角膜移植ができなくなり、右眼の視力も低下してき

ました。ところが、平成28年2月末をもって監督署長の職権で治癒認定(症状固定)とされました。

岩永さんは、平成13年ごろよりアルコール依存症の治療を受けていましたが、病気を克服し10年以上普通に勤務しており寛解状態となっていました。しかし、事故で死の恐怖に襲われはじめ、平成26年11月、各務原病院で「心因反応、うつ病」と診断され労災申請をしましたが、平成27年6月に監督署はこれを不支給としました。

《提訴》平成26年6月以降の休業補償給付が眼科の通院日のみとされたことに対する異議申立が平成28年1月に審査会で棄却されたことをうけて、平成28年7月、名古屋地裁に労災認定裁判を提訴しました。

傍聴をお願いします。

第5回公判、9月6日14時30分より弁論準備(201号法廷)

2 NPO愛知健康センターとユニオンでサポート

岩永さんは、事故から1年6ヶ月後、監督署長権限の調査で原職復帰はできないが片眼でも軽作業なら可能と判断されました。この行政の処分を不服とし一宮市民センターに相談したところ愛労連を紹介され、愛労連から田巻弁護士を介して平成26年10月22日、愛知健康センターへ支援要請がありました。

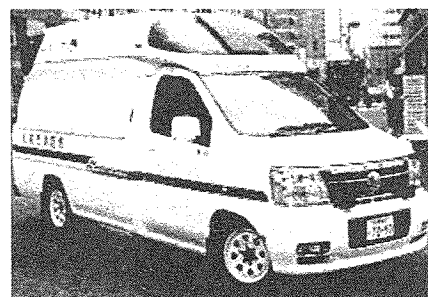
6月から労災の休業補償給付が止められるという緊急事態におかれていました。その日に一宮労働基準監督署へ行き、実態からかけ離れた処分に抗議、監督官に説明をもとめました。

《行政対応》監督署長の職権で、傷病補償年金支給(1年6ヶ月)その後3年で強制的に治癒認定という判断でした。この打ち切り補償決定によって会社は、解雇可能になります。

この他行政対応の杜撰さは次のようなものでした。

(1) 労働基準監督署の行った行為について

- ①監督署厚生労働事務官は、傷害補償年金・一時金不支給決定に



際し、「片眼だから8級であり異議申立してもだめだ。(認められない)」の趣旨の発言をし、また、精神障害についても「アルコール依存症があるのでだめだ。(認められない)」と決めつけ60日以内に不服申立できることも教えていませんでした。

- ②平成26年6月1日以降休業補償給付は、眼科の通院日のみとされました。これが、決定支給されたのは、同年10月31日付けです。眼科主治医は

眼圧が安定すれば角膜移植を考えると休業が必要である旨答えていますが、強引に通院日のみ支給としてしまいました。

- ③労働基準監督署の復命書、聴取書では見えない眼を「右」としていたり、岩永さんが署名していないのに認めたとする調書がつくられています。
- ④事故の情報開示をもとめ、これほどの重大事故を起こしているにもかかわらず事故発生事業所に対して監督官の査察がされておらず、傷病報告書には頭を挟まれて宙づりとなったことが描かれていません。会社は各種申請書に岩永さんが「勘違いして・・挟まれ負傷した」と記載していますので監督官の実態把握が欠かせない事例です。
- ⑤療養補償給付（精神疾患）申請を行いました。平成27年不支給とされました。異議申立に際し、岩永さんに渡された監督署の調書には、眼の治療で2回目の入院履歴が未梢されていました。

(2) 愛知労働保険審査官の行った行為について

M 審査官は

- ① 害補償年金・一時金不支給決定の異議申立時、岩永さんの聴取書作成に際し、代理人の発言を制し「目が悪くて異議申立説明がみえなかったのだね」など誘導尋問をして請求人に署名させています。
- ② 養補償給付（精神疾患）の異議申立に対して、審査官の調査は、病院のカルテではなく、健康保険診療報酬明細しか調べず、請求人の示している医師の意見書及び精神障害者福祉手帳診断書を無視しました。また、精神障害者福祉手帳診断書（A3サイズ）を三つ折りしてコピーし重要部分

3 終わりに

私がこの案件を把握するのに3ヶ月要しました。そこから、労災手続、異議申立、再審請求、労働保険審査会審査とつづき、やっと提訴できる状況を作り出しました。岩永さんの会社での地位については、ユニオンの団体交渉を通じて維持している状況です。この間に岩永さんの収入確保は、健康保険の傷病手当金の申請や障害年金の申請を行いました。

事故から時間が経ちすぎていて、ほぼ監督署判断で押し切られる状況から、提訴できる状態まで押し返したと思っています。

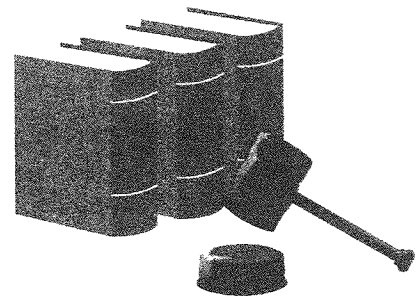
を見えなくしていました。

O 審査官は

- ① 成28年1月、2月、3月の3つの休業補償給付不支給決定に異議申し立てしましたが、これに対する平成28年8月25日付け決定書の(1)趣旨には「記載事項の監督署長の下した休業補償給付の支給に関する処分の期日が、平成28年1月29日が26日、2月19日が12日、3月18日が10日と間違っており杜撰なものでした。」
- ② 査請求を私（竹久）が代理人となり持参した際、審査官は代理人の了承も得ずに審査請求書に手を加えたのです。私はこれに抗議、後日補正に応じました。心身全体について求めている異議申立の趣旨を、常に「負傷眼」飲み限定する「補正」は認められないということです。

《会社の対応》

- ① 病報告書の図には宙づりとなったことが描かれておらず、岩永さんが「勘違いして・・挟まれ負傷した。」と会社は各種申請書に記載しています。
- ② 事故より2年経過後、会社社長と岩永さんは面談した際、社長は「補償は公（労災保険）からもらえ」「眼も心も治してから来い。2年でも3年でも待つ（原職復帰が原則）」と発言しています。
- ③ 労災の治癒認定に伴い今年の7月末までの休職通知（復帰出来ない場合は、自然退職）が出されましたがシティユニオンの団体交渉によって来年7月末まで延期となりました。



最初から、私共ユニオンが相談を受けていたらこのような苦勞をせずにすんだことでしょう。とは言え私たちにとっても現状認識と力量を高める機会になっています。

名古屋シティユニオン 竹久 憲一郎

フィリピントヨタ 237 名解雇撤回支援を！

フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会 共同代表 田中九思雄

争議に至る経過

- ① 前回も述べたとおり、フィリピンに進出したトヨタの工場で、2001年4月にトヨタが自主的に結成した労組組合員233名を解雇しました。その後工場に残った組合指導者4名も解雇し、解雇者は計237名となりました。
- ② 組合は解雇撤回を求め無期限ストに突入しました。
- ③ トヨタはアロヨ大統領に「争議を解決しなければフィリピンから撤退する」と圧力をかけ、ストライキ中止命令を出させました。
- ③ 争議はここから始まり、16年継続して闘っています。

不屈の闘いに敬意

- ① に私が日本で労働組合結成に参加し、1000人規模の工場で、500人の組合員を組織し、その半数近くが解雇され、暗殺者に付け狙われたらどうか？と考えると、多分闘争を続けるのは困難だろうと思います。
- ② ヨタは争議開始と同時に、当時のアロヨ大統領に圧力をかけ、脅かしに屈したアロヨ大統領は、軍隊や警察を使って組合圧殺を図りました。
- ③ この状況の中で、組合員の結束を維持し、17年間闘争を続けている、TMPCWA（フィリピントヨタ労組）に敬服しています。

トヨタ本社への非難が広がる

- ① の争議は「多国籍企業が開発途上国の労働者の基本権を蹂躪した典型」として、世界労働界の注目を集めています。
- ② ILO（世界労働機構）はフィリピントヨタ労組と日本の支援団体の提訴を受け、フィリピン政府に、争議解決を図るよう7回の勧告を出しています。「フィリピンの国内法規はどうあれ、明らかな国際労働基準違反は是正」がILOの一貫した勧告です。

フィリピンでの政治情勢に変化が

- ① 昨年のフィリピン大統領選挙でドゥテルテ大統領が誕生しました。今までに無い異色の政権です。

- ② この政権の今後の方針は未だ不透明ですが、政権に左派や労働運動指導者を参加させ、非正規労働の廃止を打ち出すなど、労働運動への対応に変化がみられます。
- ③ TMPCWA(フィリピントヨタ労組)は大統領府やDOLE(労働雇用省)にILO勧告に基づき争議解決のリーダーシップを取らせるために取り組みを強めています。
- ④ 年に計画されていたドゥテルテ大統領の訪日(フィリピン国内のテロ激化により中止)時にドゥテルテ大統領が日本政府にフィリピントヨタ争議解決の労をとるよう依頼すべく準備しました。
- ⑤ 「愛知の会」はこの動きに沿って愛知で共同の輪を広げる運動に取り組んでいます。
- ⑤ フィリピントヨタ労組委員長らが日本を訪れ、支援諸団体と共に、トヨタ本社(東京、愛知)や政府に対する抗議要請行動を行います。



今年は9月17～18日に愛知で行動を計画しています。

6月14日にはトヨタ株主総会参加株主にたいして豊田市内3カ所で争議解決を訴えるチラシを1100枚配布しました。

9月14日午前7時より刈谷駅(名鉄・JR 合同駅)でトヨタ関連企業社員向けチラシ配布。

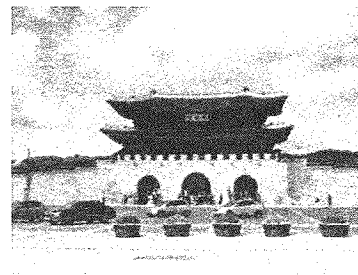
同じく9月17日午後2時半よりトヨタ名古屋本社前(名古屋駅前)で街宣車による宣伝と、午後6時より豊田市福祉センターでフィリピントヨタ労組との連帯・交流集会を行い、翌18日午前7時より豊田市トヨタ本社に申入れ行動とを行います。皆様の参加をお願いします。

韓国＝未来を決定する主体は労働者！

文在演（ムン・ジェイン）新大統領の当選と民主労総の闘い

1 ムン新大統領の取り組み

5月9日、パク・クネ政権を打倒し労働者の民主主義を取り返した韓国において文在演（ムン・ジェイン）が41.1%の投票率を得て第19代大統領に選ばれました。パク・クネとスン・シルの不正癒着は「これが国か！」と叫ばれるほどの怒りを呼び労働者民衆の闘いは若者をも巻き込んだ巨大な大闘争として行われました。新大統領に選ばれたムン・ジェインは大統領就任直後から今までにない革新的な政策を行っています。



非正規労働

非正規問題については、5月12日、政府や公共機関で働く非正規職をゼロにするための工程表づくりを各機関に指示しました。同日、文大統領は仁川国際空港公社を訪問し、「任期内に公共部門の非正規職ゼロ時代を開く」と宣言しました。

さらに政府や公共機関に非正規職の実態を調査して問題解消のロードマップを作成するよう指示し、仁川空港公社の鄭日永（チョン・イルヨン）社長は「間接雇用の非正規職を含め、1万人を正規職に転換する」と応えました。

光州蜂起の闘い

光州で5月18日、光州民主化運動（光州事件）37周年の記念式典が開催され、ムン・ジェイン大統領が出席しました。そこで行われた演説が「歴史的演説」として称賛されています。それは彼が「ヘリ機からの射撃まで含めて虐殺の真相を明らかにして5・18精神を憲法の前文に盛り込む」と語ったことや、就任3日目の5月12日、第2号業務指示

で「国定歴史教科書を廃棄し、37年目を迎える5・18記念式で〈イムのための行進曲〉を斉唱せよ」と指示し9年ぶりに式典でこの歌が斉唱されたことにもあります。またソウル号事件についても言及し必ず真相を究明すると述べました。

脱原発

6月19日、南東部、釜山（プサン）の古里（コリ）原発1号機を訪れ演説し、原発政策を全面的に見直して原発中心の発電政策を破棄し、「脱原発に進む」と宣言しました。2011年の東京電力福島第1原発事故にも言及し「原発は安全でも、安くも、環境に優しくもない」と述べました。

さらに「新規の原発建設計画を全面的に白紙化し、寿命を超えた原子炉も運転しない」と表明。また、昨年9月に南東部の慶州（キョンジュ）で起きた地震で建物に被害があったことに触れ、「韓国はもはや地震安全地帯ではない。地震は原発の安全性に致命的だ」と強調しました。

2 ムン・ジェインをめぐる評価

「非正規ゼロ時代」の中身は？

しかしムン大統領の打ち出した様々な政策の中でも非正規労働者に対する政策については、韓国の労働者政党や民主労総、労働者民衆も手放して喜んでいるわけではなく、批判と疑問が多く出されています。特に「公共部門の非正規職をゼロに」については、その実態が有期契約から無期雇用契約にかえるというものであり、また子会社へ勤務先を替える

というものです。

パク・クネ時代の労働運動弾圧

さらに5月31日、最高裁判所は民主労総のハン・サンギョン委員長とペ・テソン組織室長にそれぞれ懲役3年と1年6カ月を宣告し、原審を確定しました。2015年の労働改悪阻止民衆総決起を主導したことに對する判決です。また民衆大会の当日に警察

の放水銃に撃たれて死亡したペク・ナムギさん痛に対し当時の責任者がだれ一人責任をとってはいません。

闘いはこれから

『新しい政府の発足は、ろうそくの完成ではなく始まり』という5月10日付の退陣行動の論評通り、私たちがただ『大統領を変えよう』とその寒い冬広

場に集まったわけではないだろう。私たちの声が大きくなったとき、私たちが行動に乗り出たときだけ世の中は変わったのではないか。(韓国=社会変革労働者党「変革政治」45号・5月13日付より)

韓国の労働者民衆は社会を変えるのは労働者自身の闘いでしか変えることはできないこと胸に刻み新しい闘いを開始し始めました。

3 ムン・ジェイン新大統領体制下で民主労総が社会的ゼネストを決行

非正規労働者中心のゼネスト

6月30日、韓国民主労総はムン・ジェイン新大統領の体制下、結成以来初めて非正規職労働者主導のゼネストを行いました。民主労総には30万人の非正規労働者が存在し、その内、6万人がストライキに突入しました。民主労総は三大要求として、1:最低賃金1万ウォン 2:非正規職撤廃 3:労働組合権利拡大 を掲げて社会大改革のためのゼネストを行ったのでした。ゼネストには学生やアルバイトの青年も参加し広がりを見せました。同日の15時からは光化門広場に非正規労働者など5万人が結集しゼネスト大会を開きました。

黙っていても変わらない。非正規のない社会を

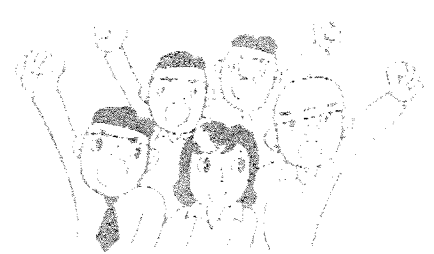
委員長職務代行のチェ・ジョンジンは開会の辞で三大要求は全ての労働者の要求であり、傾いた労使関係を見直し、労組組織率30%時代を目指す述べました。非正規職労働者の発言では小学校の調理員歴20年のピョ・ミョンスンさんが「子どもたちに、後輩たちに非正規雇用のない社会を。」「黙っていれば変わることはない。私は定年まであと6ヶ月しかないが最後の1日まで闘争する。」と決意を述べました。無期契約職員労働者のアン・ミョンジャさんは「多くの学校で働く非正規職労働者の賃金は6360ウォンで今年の最低賃金6470ウォンより少ない。大多数の非正規労働者が労働者の平均賃金より低い賃金を受けている。」と現状を述べ「1年働いても10年働いても基本給が変わらない。正規職と比較して毎年働けば働くほど賃金差別はひどくなる。」と発言しました。アンさんは7年働いて無期契約職員となりましたが学校長が変わると解雇されてしまいました。その後、労組に加入したことに

よって解雇を阻止して現在に至ります。アンさんは最後に「たと

え正規職になっても労働組合がなければ『砂の城』と同じだ。

非正規労働者

のみなさん。元気を出しましょう。最低賃金1万ウォン、非正規職のない世の中を私たちの手で直接獲得しよう。」と叫びました。



韓国の闘いに続こう

ゼネスト大会が終わり参加者は3つのコースでのデモ行進を行いました。この日は大会にさきがけて12時から非正規職労組の主力である「サービス連盟」「全国学校非正規職労働組合」「公共運輸労働組合教育校無職本部」「医療連帯本部」「金属労働組合」三星電子サービス」「建設労組タワークレーン分会」「公務員労組」「全教祖」「全国女性労働組合」など16の組織がソウルの都心各地で集会を行いました。

民主労総は6月28日から7月8日までを「社会的ゼネスト週間」として闘い、70の社会運動団体で構成される「1万ウォン行動」と共に集会や行動を行い、最終日8日には全国の主要都市で一斉に民衆大会が開催され韓国労働運動の新しい前進が始まりました。

松本 朗

*. 参考文献「ハンギョレ21」、社会変革労働者党の機関紙「変革政治」45号など

米イージス艦とコンテナ船の事故から見えるもの

柿山 朗 (元外航船長)

(1) 衝突事故の原因は何か

本年6月17日の深夜1時30分頃、米国イージス艦「フィッツジェラルド」とフィリピン船籍のコンテナ船「ACXクリスタル」が伊豆半島東岸沖で衝突した。イージス艦の右舷艦橋下が激しく損壊され、コンテナ船のバルバスバウ(球状船首)によって水線下に孔が空き右舷に傾いた状態で曳航される様子は記憶に新しい。この事故で艦長・ブライス・ベンソン中佐ら3名が負傷し、居住区への浸水により7名が水死した。視界も良好で、海面も穏やかな深夜、何故衝突事故が起きたのか。

コンテナ船長の報告書

事故から約一週間後の6月28日、ロイター通信は、次のように報じた。

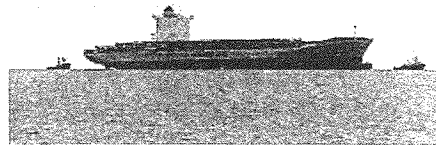
「伊豆半島沖で米海軍のイージス駆逐艦と衝突したコンテナ船の船長が、船主に提出した報告の内容が明らかになった。報告書によるとフィリピン船籍のコンテナ船「ACXクリスタル」は18ノットで東京へ向けて航行、午前1時15分、見張り2人が左舷40度の3海里離れたところにイージス艦「フィッツジェラルド」がいるのを発見した。その5分後、イージス艦が「突然」動き、そのままの針路では衝突しそうに見えたことから、コンテナ船は手動で操舵をしながら注意を引くためライトを点滅させた。米艦は針路を維持したままに見えたという。コンテナ船は右へ一気に舵を切ったが、1時30分、両船は衝突した。「ACXクリスタル」の船主、大日インベストはロイターの取材に対し、「捜査状況にかかわることは回答できない」とした。事故原因を調査している米海軍、米沿岸警備隊、海上保安庁もコメントを控えた。」

日本側船主のリークと推測される報道だが、日本のメディアではなくロイター、更にはニューズウィークというのが興味を惹く。

見えてくる衝突の原因

イージス艦の「突然の動き」とは何か。それは進路の右転であり、コンテナ船から見ると緑灯の出現と推測する。では何故右転したのか。イージス艦は

衝突位置から推定すると石廊崎や神子元島を接近して航過した



と思われるが、1時15分は伊豆大島と利島の間へ向け右転する変針点であろう。衝突の原因は18ノットというコンテナ船の速力を考慮しないイージス艦の緩慢で強引な「前路横断」だと思う。

今日の海上の安全は何によって保たれているか、といえば他船とのコミュニケーションが容易だからである。外、内航船を問わず、VHF無線で船名を呼び出し自船の意図を伝え、必要なら他船が協働動作を取るということが日常的に行われている。それにはAIS(自動識別装置 Auto Identification system)の搭載が欠かせない。AISには各種の情報が書き込まれているが何よりも指先のクリックひとつで船名を知ることができるのである。

民間船の場合、内航船は500トン以上、国際航海に従事する船舶は300トン以上からを搭載することが義務付けられる。ところが米軍や自衛隊などはこの義務を果たさない。今回の事故でも新聞紙上でAISの航跡が示されているが全て「ACXクリスタル」のものであり、イージス艦の航跡は存在しない。150メートルの長さをもつ船名すら不明の物体が、付近海域を徘徊していたことになる。今回の場合、衝突前コンテナ船はイージス艦へライトを照射し注意喚起したようだが、コミュニケーション不成立の証左であろう。

「フィッツジェラルド」は発信器をOFFにし、他船に船名を知られぬようにしていても受信器ONの筈である。従って「フィッツジェラルド」は「ACXクリスタル」の船名を知る立場にあった。自ら船名を名乗り、動作の意図を前広に知らせていたなら、英語が堪能で概して気の良いフィリピン船員は状況を理解し、進路を譲ったに違いない。事故の直接的な原因は軍隊組織が原理的に持つ隠密性にある。

(2) 今後の捜査の行方と課題

海保の捜索とVDR

日本の領海内の事故であり今後は海上保安庁が、捜査に入ることとなる。事故の日の夕方、東京・大井埠頭へ接岸した「ACXクリスタル」へ早速、海上保安庁と運輸安全委員会が捜索と調査のため乗り込んだ。乗組員からの事情調査とVDR (Voyage Data Recorder) の押収のためである。VDRとは航空機のフライトレコーダーとボイスレコーダーを併せた機器の船舶版である。搭載義務は3千トン以上の新造船にあるが、「ACXクリスタル」のような既存船も、それに準じたS-VDRの搭載が義務付けられている。

VDRの要件として船橋内の音声、警報、速力、舵角、機関回転数や風向・風速等15項目が列挙されている。特に重要なのはレーダー映像の記録である。捜査官たちは明瞭にレーダーのブラウン管画面に映しだされる「フィツジェラルド」とともに、事故瞬間の同艦の針路・速力を解析、確認した筈だ。民間船は隠すべき何物も持たない。

イージス艦捜査への壁

今回の衝突事故は海上保安庁に捜査権があり、米艦船の「業務上往来危険罪」容疑での捜査は可能だが、日米地位協定という高いハードルが立ちほだかる。

地位協定では、公務中の犯罪は米側が一次裁判権を持つと規定。また「日米地位協定に伴う刑事特別法」(刑特法)13条では、米軍の財産の捜索や差し押さえなどの強制捜査には米軍の同意が必要、としている。従って、米軍が拒否すれば強制捜査に踏み切れないのが実情である。

昨年12月、沖縄で起きたオスプレイの墜落事故

では、海保が航空危険行為処罰法違反容疑で捜査に着手し、協力を要請した。だが、米軍はそれに回答しないまま機体の回収作業をし、オスプレイの運航を再開した。タグボートに曳航されて米軍横須賀基地へ回航された「フィツジェラルド」だが、修理は長期にわたるため、米国本土への移送や廃船が検討されているという。そうなれば米軍側への捜査の道は永遠に閉ざされることになる。

(3) 日米軍事行動の一体化と民間船

特にこの春以降、日本周辺で日米の合同軍事訓練が多い。理由は北朝鮮の挑発に対して日米の連携姿勢を見せるためだとする。特に空母は単独ではなく、空母打撃群と称するミサイル駆逐艦、巡洋艦や潜水艦、戦闘機やヘリコプターなどから構成される。カールビンソン、ロナルドレーガンにミニッツが加わり、2隻の原子力空母のうち3隻が日本近海で展開する異常事態である。そこに日本の艦船や戦闘機が加わる。日本のF15戦闘機は米軍機と模擬空中戦を展開している。共同訓練といいながら既に戦時態勢そのものである。

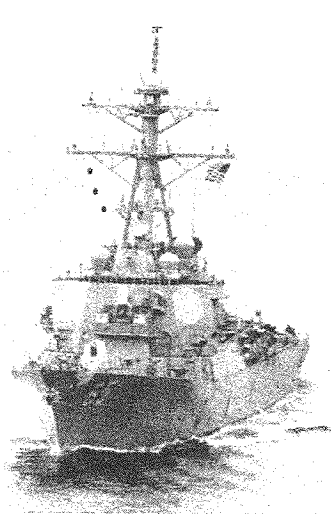
今年に入ってからでも横須賀での巡洋艦アンティタムの乗揚げ、韓国・浦項沖での巡洋艦レイクシャンプレインの漁船衝突事故と事故が絶えない。

今後も艦船と民間船の事故は絶えないであろう。今回の事故で米側の事故原因の調査協力が得られない場合を前提にすれば、次のふたつのケースが考えられる。ひとつが全てを謎として永遠に闇に葬るケース。他は責任をフィリピン人船員へ押し付け7名の死者を出したことへの業務上過失致死と業務上過失往来危険罪という刑事責任への訴追である。

日本政府には国内で起きた事故原因の真実を公表する責任がある。

「平和な海がなければ船員という職業は成り立たない」。戦没船を記録する会の会長を長く勤めた川島裕さんの遺言である

6月30日記



同一労働同一賃金を考える(2)

杉山 直 (三重短期大学)

前回の「結」で「同一労働同一賃金を考える」として、特に同一労働同一賃金（以下から、同一労働同一賃金を英語の Equal Pay for Equal Work から、EPEW とします）を実現していくための「発想」について考えてみました。1 回だけのものと考えましたが、研修者から「連続ものにする」と宣言され、今回、2 回目を書くことになりました。

今年 3 月に政府は、「働き方改革実現会議」は「働き方改革実行計画」を決定し、その中で、EPEW を取り上げていますが、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との「不合理な待遇差の解消」に目が行き過ぎているためか、EPEW の議論に福利厚生制度なども入り込んでおり、そのことがかえって EPEW の議論が分かりにくくなってしまったように思います。

そこで、今回は「そもそも EPEW とは何か」という点について考えたいと思います。

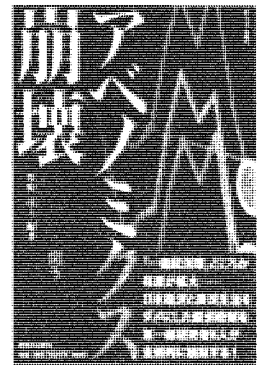
しかし、その前に混乱を招いた EPEW に対する議論をみておきたいと思います。

昨年 7 月に経団連（日本経済団体連合会）は『同一労働同一賃金の実現に向けて』を発表し、経団連の EPEW に対する考え方を明らかにしました。その中で、いろいろと述べていますが、一番分かりやすく述べているのは、「わが国も多様な賃金制度や雇用慣行を十分に考慮すれば、外見上同じように見える職務内容であっても、責任や熟練度、成果、所定労働時間数などが異なれば同じ待遇とせず、また、『職務遂行能力』や『将来的な仕事・役割・貢献度の発揮期待（人材活用の仕方）などの要素も加味できるようにしたうえで、『同一の付加価値を企業にもたらすと評価される労働に対して、同じ賃金を支払うこと』を許容すべきである」という箇所ではないでしょうか。同一の付加価値、つまり同じだけの企業の利益を生み出した労働に対して同じ賃金を支払う、というのが経団連の EPEW です。

もう一つは研究者の議論を紹介したいと思います。

すでに大学を退職されていますが、賃金などの研究をすすめてこられた下山房雄先生という方がい

らっしゃいます。この下山先生が「アベ政治とアベノミクスの現段階——「1 億総活躍社会」と同一労働同一賃金」（牧野富夫編著『アベノミクス崩壊 その原因を問う』新日本出版社、2016 年）という論文の中で、EPEW について、次のように述べています。



「産業レベルでは、労組交渉力を強めて年次昇給のある年功賃金を標準賃率として確保維持し、それに対応する経験に基づく熟練の発展をキャリアとして形成していく労働改革を実現すること、別言すれば、正規雇用労働者の標準賃率の年功的趨勢に非正規雇用労働者の賃率をあわせることこそ同一労働同一賃金原則の日本的＝生涯的实现になるのだと改めて強く考える次第である」（184 ページ）。なんと、年功賃金を前提にしているのです。

では、EPEW をどのように考えればよいのでしょうか。かなり古いものですが、岸本栄太郎『同一労働同一賃金』（ミネルヴァ書房、1962 年）という本があります。岸本先生は「同一労働同一賃金とは、同じ質量の労働にたいしては同じ賃金を支払えということであり、具体的には、同じ質量の労働にたいしては企業の枠をこえた横断的な標準賃率を設定し、これを承認せよ、という労働組合の要求である」（139 ページ）と指摘しています。EPEW はそもそも賃金における女性差別をなくすための労働組合の要求から始まりました。そして、それがさらに広がり、岸本先生のような内容になったわけです。お分かりのとおり、EPEW の基準はあくまでも仕事です。能力や年齢などの属人的要素はありません。

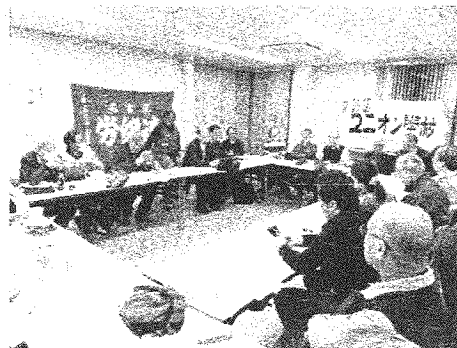
*. ここでは EPEW の具体的な姿を示すことができませんでしたが。興味のある方は、熊沢誠『能力主義と企業社会』（岩波書店、2000 年）の 16 ページから 17 ページに「ドイツ小売業の賃金協約」が掲載されていますので、それを参照して下さい。

愛知の地域共同行動、労働運動の基盤形成

☆☆☆第39回ユニオン学校はじめ3団体で報告☆☆☆

2月25日に開催された第39回ユニオン学校で「少数派労働運動について～80年代『名古屋労組連』の活動から」というテーマで報告をしました。その内容は、10年余りの「名古屋労組連」の活動を中心に置いて、その前史というべき1970年代からの労働運動を掘り起こし、2000年代の「ATU サポート市民の会」現在の「ユニオンと連帯する市民の会」の運動につなげるという内容でした。

そして6月4日には「TMPCWAを支援する愛知の会・総会」の場で、翌5日に「人民の力・学習会」の場で、お話をする機会を得ました。この時は、「名古屋労組連の運動」もその中に包摂される愛知における「地域共同行動・地域労働運動」について振り返り、現在につながるものがあるかどうか探ってみました。以下はその要旨です。



名古屋労組連運動の前史

私自身は、夜間高校を卒業した1967年から労組青婦協の活動に参加したのが運動の始まりであった。数年間の“非公然活動”を経て、1971年に仲間の不当配転・解雇の撤回闘争をきっかけに公然活動に乗り出した。「三菱重工・四方君を守る会」運動）折しも、70年安保・沖縄返還の闘い、部落差別・狭山事件の闘い、そして三里塚闘争（新東京国際空港建設反対・労農学共同闘争）等の政治的・社会的運動に関わっていった。

1970年代後半に入って労働運動では、労戦の右翼的再編が進む一方、自主・自立組合（少数組合）、活動家集団の結集が進み「労働情報」の創刊、「全国労組連」の形成へ進んでいった。愛知では、「三里塚闘争を闘える労働運動＝政治闘争と一体、実力闘争の労働運動」の旗の下、「名古屋労組連」の結成機運が高まっていった。

名古屋労組連の運動

5年ほどの準備期間を経て、1983年に「名古屋労組連」は結成された。約10年間の活動の中で、行きどころのなかった解雇撤回闘争・裁判闘争支援を中心に、愛知全労協結成に寄与し参加。労研センターと共に「赤と緑のメーデー」創設。国労などの職場交流会、学習活動などを通して、地域労働運動の基盤形成と、個人の「活動家」としての資質の向上などを図った。

こうした中で「労働運動と市民運動は表裏一体（コインの裏表）」「横議横結－市民運動と新たな関係を！」「政治的、社会的にも地域に依拠する運動」といった内実を獲得していった。

愛知の地域共同、運動の基盤形成

1994年に名古屋労組連は解散したが、その間に

は注目すべき幾つかの全県的な「地域共同闘争」といえるものがあった。例えば●1970年代 新幹線公害問題・沿線住民の闘い。●設楽ダム建設反対運動。●1980年代 境川流域下水道問題。●藤前干潟埋め立て問題。●米軍依佐美基地撤去の運動。●1988年名古屋オリンピック誘致問題。●1990年代、2005年愛知万博問題などである。

また県境を越えた闘い・運動として、四日市公害問題の闘い・運動、中電の芦浜原発問題の闘い・運動、長良川河口堰問題の闘い・運動などがあげられよう。直近では、今年の参院選の前哨戦でもあった安保関連法の廃止、立憲・平和を訴えた「あいちキャラバン」を挙げることができる。この運動は、愛知における市民と野党の共同に結実していった

以上は、運動の基盤形成に寄与したと評価したい。

地域労働運動・争議

全県的とまでは言えないとしても、かなり広範囲に展開した地域労働運動として私は、「名古屋労組連の運動」と「三菱重工・四方君を守る会」の運動を取り上げた。ここでの運動の特徴の一つとして既存の労働組合（総評・同盟－連合・全労連・全労協）の主導ではない、いわば「狭間の労働運動」といえ、争議は「落穂ひろい」のごとであった。

最後に、様々な裁判闘争、選挙の取り組み、活動誌の発行、ML、HP、FBなどのインターネット等の情報発信も地域活動に包摂されるが省いた。また「ユニオンと連帯する市民の会（CGSU）」が、ユニオン共同行動、ユニオン学校などを展開している。そして「愛知働くもののいのちと健康を守るセンター」の活動と共に、運動の拠点として継続した活動が取り組まれていることも付け加えたい。

阪野智夫（APWSL 愛知事務局長）

ユニオン魂で労災に苦しむ人々を支援

「ユニオンと連帯する人たち」として登場していただいた竹久さんだが、名古屋シティユニオンの委員長を務め、ユニオン魂を体現する現役そのもの。だから、逆に「市民と連帯するユニオニスト」といった方がふさわしいのだが…。その一方で、愛知働くものの健康センターの事務局員としても活躍。職業病、労災などで苦しんでいる人々を支援して駆け回っている。何とも複雑多彩、かつユニークな運動家である。

1946年11月、大阪・帝塚山の生まれ。小学5年の時、クラスでお金がなくなった。犯人捜しで一部同和系の子だけが持ち物検査をさせられたことに反発して先生に抗議した。「当時は思想性なんてなかった」と本人は苦笑するばかりだが、納得のいかないことにはとことん食い下がる少年だったようだ。

同志社高校へ進み、工学部志望を途中で変更して経済学部へ推薦入学する。父が早くに亡くなり、ガソリンスタンドでバイトしながらの大学へ通う。その後の竹久さんが歩んだ道は、3つのキーワード「70年安保」「交通事故」「ユニオン活動」でたどってみよう。

学生運動や反戦活動にのめり込む

◆「70年安保」60年代後半から三里塚空港反対や佐世保エンタープライズ寄港阻止、ベトナム反戦、沖縄返還要求などの闘争で騒然となる。また大学での学費値上げなどをきっかけに、全国各地の大学に「全共闘」組織ができ、大規模なストやデモを繰り広げる。60年安保でも全学連の学生が先頭に立ったが、70年安保では団塊の世代である学生たちはより先鋭的となったのだ。1969年に大学卒業を迎える竹久さんは、学生運動に身を投じるのはごく自然な流れであったろう。全学共闘会議に加わって、東京や京都などに出かけ、大学闘争の支援に明け暮れる日々であった。

卒業後は名古屋市にある段ボール製造会社に就職。職場の反戦青年委員会に入り、引き続き運動を続けるが、やがて結婚し堅実な生活を求めて必死に働く傍ら、税理士をめざして勉強に励んだ。が、夢かなわず40歳を目前に建築資材会社へ転職。そこで取締役役に抜擢され、不振経営の再建に成功したが、脳梗塞で倒れる。幸い後遺症もなく再起し、心機一転包装機械製造会社へ再転職。総務課長として、労組幹部を経験した常務の助けもあって理想の職場環境づくりに努めた。

◆「交通事故」2004年6月、業務で運転していた車に信号無視の自転車衝突。その2か月後、通勤途中

ユニオンと連帯する市民の会
運営委員 竹久 憲一郎さん
(名古屋シティユニオン委員長)



に追突される。2013年にはダンプにまた追突され、3度輪禍に遭う。2度目の時、後遺症等級認定と民事訴訟の2本立てで決着までに6年もかかったが、この時、損保会社が被害者への保険金支払いを冷酷なまでに抑え込む実態を知らされ衝撃を受ける。これが、その後の労災などへの熱心な取り組みを決意させるきっかけとなった。この6月、過労などによる精神障害で労災を申請しても、その6割以上が却下されてしまう実態を訴える竹久さんたちの運動が、朝日新聞愛知版にトップ記事で報じられ話題を呼んだ。自らの事故体験が見事に生かされている証明でもある。

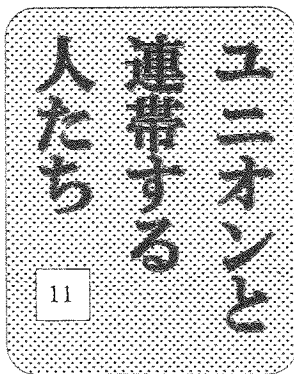
◆「ユニオン活動」会社役員に昇進したこともあるとはいえ、「70年安保世代」の労働者意識を失わず、常に弱者の立場から社会と向き合ってきた竹久さんは、60歳定年を前に65歳雇用延長、成果主義の導入反対、残業代請求などを訴えて管理職ユニオン東海に入る。これをきっかけに、個人加入のユニオンという新しい世界に目が開かれ、オールナショナルユニオン(ANU)、名古屋シティユニオンの立ち上げに参加するなどして現在に至っている。

組織率を高めることこそユニオンの課題

目の前に傷つき生命の危険にさらされた患者がいれば、ありあわせの力を結集して救おうとする『野戦病院』の役割がユニオンに課せられている。大企業の御用組合のように個人の問題にはタッチしないなんて言ってもらえない。それだけではない。非正規雇用が年々増えて今や4割を超えているのに、組織率は1%以下という。これを高めることが重要だと竹久さんは力説してやまない。

家庭に戻れば農園づくり、時には仲間とともに援農に出かけ土まみれになる。最近、子宝に恵まれなかった長女に初孫が誕生し、好々爺ぶりを発揮している毎日だ。昨年末、妻の和美さんが勤めていた事業所でパワハラ被害に遭った。もちろん夫の出番である。交渉に当たって支援の手を差しのべ、ついに相手に非を認めさせた。「夫婦共闘」で見事な勝利を勝ち取った上に、和美さんをユニオンに加入させることに成功したのである。

古木民夫

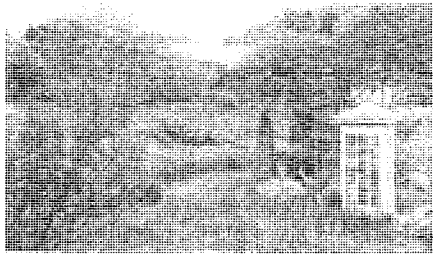


風の電話

池田美恵子（歌人、「国民文学」同人）

六年前の東日本大震災の大津波によって、壊滅的な被害を受けた岩手県大槌（おおつち）町。町には海を見下ろせる高台があり、その一角の庭園には不思議な佇まいをした一台の電話BOXがあります。その名は「風の電話」です。随分前にNHKが紹介したり、絵本にもなっています。「被害者の心を助けた

い」という思
いから震災の
年の2011
年に設置され、
六年が経過し
た今年201



7年の今日までに約1万人以上もの方が、この場所を訪れているそうです。

高台にある電話BOXの中にあるのは、回線の繋がらない黒電話と一冊のノートだけです。どこにも繋がらない電話をかけるために、この場所を訪れる人の数は今でも途絶えることはありません。

「風の電話」では、お亡くなりになった方や未だに行方不明になっているご家族や友人と、もう一度言葉を交わしたいと願う人々が、そこで受話器を握って会話をします。電話機の横には「風の電話は心で話します。静かに目を閉じ耳を澄ませて下さい。風の音が、又は波の音が聞こえたら、あなたの想いを伝えて下さい」と書いてあります。

その「風の電話」はガーデニングデザイナーの佐々木格（いたる）さんという方の自宅の庭に設置されていて、周辺には沢山の花が咲いています。元々は、震災前に従妹を病気で亡くされた佐々木格さんが哀しみに暮れる家族の心の傷を癒そうと、不要になった電話BOXを置いたのです。その矢先に大震災が起きました。

甚大な被害が起こり、そして多くの命が奪われ、人々の混乱が一向に収まらない中、「遺族と亡くなった人の想いをつなぐ」事が何よりも急務と感じた佐々木さんは、その年の春の訪れを待って電話BOXの周りに沢山の花を植えたりしました。

「黒電話を持ち上げても当然何の音も聞こえない。

聞こえないと思ったら本当に何も聞こえません。でも、じっと耳を澄ませると何かが聞こえてきます。気丈にしている人でも実際は心の中で思っている事を語ることによって、少しでも楽になって欲しい」と佐々木さんはおっしゃっています。

実際に、様々な想いを胸に沢山の人が、今はもう会うことの出来ない大切な人と会話をするために、今でもその場所を訪れるのです。そして会話が終わったら備え付けのノートに自分の想いを書き綴るのです。ノートに綴られているのは「風の電話」が繋いだ大切な人との会話です。その一部を紹介します。

「会いたくて会いたくて声が聴きたくて来てみました。お父さん痛かったよね。苦しかったよね。」

「孫が三人になったよ。お母さんにお風呂に入れてもらいたかったよ」「お母さん、何処にいるの？親孝行できなくて、ごめんね。会いたいよ」「お父さんの白髪がとても懐かしいです。私はこれからの生活に全力を出して娘を守っていきます」等。電話BOXの中で「お父さーん」と大声で泣く人もいます。一人静かにひっそりと帰る人、あるいは電話BOXの中に入るのをためらい、電話を掛けることなく、その場を去る人、あるいは何度目かの往来の末にようやく受話器を取ることが出来た人等、様々です。

2011年の3・11から「喪失と再生」を繰り返してきた6年間。復興は遅れに遅れています。被災者の皆さんの、哀しみや苦しみ、悔しさ等、心に寄り添うことしか私にはできない無力感をずっと抱いてきました。もっと、私にできる事が無いだろうかと思案している時、ネットにて栄の中部電力本店・高岳の関西電力前にて「反原発」の声を挙げていることを知りました。それは2015年の夏頃でした。それ以来私は毎週金曜日の午後6時から7時まで、参加の皆さんと声を挙げたり、スピーチをしています。私は人前で話すことが大変苦手な性格なので、スピーチがなかなか出来なくて、参加の皆さんのスピーチを聞き、よく勉強をしていらっしやるなあと感心するばかりでした。でも折角、中電の前

にいたるのだから勇気を出してスピーチをしてみよう
と決心をして以来、数回ほど、原稿を読みながら、
やっとの想いでスピーチをすることが出来ました。
今後もやっていきたいと思っています。

今、原発に関する世界の流れはどうでしょう。韓
国は6月20日、原発の新設計画の白紙撤回を宣言
して脱原発へとかじをきりました。同じようにドイ
ツ、スイス、台湾でもみられます。しかし日本では、
福島事故後、当時の民主党政権が「30年代の原
発ゼロ」を打ち出しましたが、しかし2012年に
発足した安倍政権はこれをほごにし、原発への回帰

を強め、原発
輸出を成長戦
略の一つに掲
げました。エ
ネルギー基本
計画で、さら
に原発推進の
方針を強めよ
うとしているのです。私は原発が無くなるまで、あ
の「風の電話」を思い出しながら毎週金曜日の中電
前の抗議行動に参加をする覚悟です。



合宿報告 愛知争議団連絡会議

2017年7月18日、愛知健康の森プラザにおいて、
愛知争議団連絡会議の合宿を行いました。

当日、「愛知争議団の歴史と今後の運動」という
題目で、私から報告を行いました。しかし、愛知争
議団の歴史といたしても、過去に全体をまとめた
資料がありませんでした。少しでもまとめて運動の
参考にできればと、各争議団の資料、「愛知労働問
題研究所」に保存している資料を調べました。

今後に生かすために、さらに充実できればと考
えています。

愛知の争議団は、「名古屋争議団支援共闘」から

愛知の争議団は、1960年代の中頃から活動して
いたと聞いていました。1962年に東京争議団の結
成、1965年大阪争議団結成に続き、1965年に愛知
では名古屋争議団共闘会議として結成されました。
当時の議長は全港湾の大塩順一郎さんで「不屈」と
いう機関紙を発行していました。

1960年代は、組合の争議が中心でした。資料の
会計報告によると、半専従者が置かれており、広く
カンパを集める中で積極的な運動方針が出されて
いました。

その後、1970年2月に「愛知争議団連絡会議」
として再結成されています。当時の事務局は、全港
湾が中心になっていました。

機関紙によると解雇者は約400名、愛知争議団には、
25団体50名が参加していました。

1960年～1970年の争議団の中心はCBC争議と全
港湾の闘いでした。

1975年、中電の人権裁判提訴により愛知最大の
労働争議が発生。

この後の愛知の
争議運動の広が
りは、中電争議団
の運動と総評参
加組合の中の闘
う労働者・大企業
の闘う労働者の
運動が結合し大
きく広がりました。

しかし1989年
に全労連、「連合」
の結成により、職
場における組合
民主化・差別撤回
闘争が減少しパワ
ハラ、長時間労働
などによってうつ
病を発症した労働
者の訴訟が増えて
いきました。20
数年間の間に自覚

的な組合活動家に対する解雇・差別撤回闘争から一
般労働者の個人争議にかわってきたと言えます。驚
くべきことは「連合」系の大企業労働組合が「組合
員個人の問題は扱わない」という対応をしているこ
とです。今後、勇気を出して立ち上がった普通の労働
者のたたかいをサポートする役割を果たしていくた
めにNPO愛知健康センターやユニオンなどと協
力していきます。

植木日出男

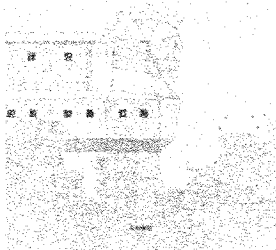


本の紹介

宮前忠夫「企業別組合は日本の「トロイの木馬」」(本の泉社 2017)

1921年(大正10年)10月～翌年5月まで7か月にわたって財閥・財界の主要メンバー24人と随行員25人、同行者3人という大掛かりな「米欧訪問実業団」を米・英・仏・独など主要先進国に労働運動・労働組合実態調査の為に派遣しました。

企業別組合は日本の「トロイの木馬」
宮前忠夫



三井合名理事長、団琢磨が団長で銀行、製紙、炭鉱、紡績、海運等の当時の大企業のトップクラスが加わりました。戦後、永らく日経連の専務理事を務めた前田一も同行してカンパニーユニオン(企業内組合)を学び労働組合対策に生かしています。

敗戦後、憲法に先んじて1945年12月に制定された労働組合法(1949年、占領下に改正)は、戦時下の翼賛組織である産業報国会の職場組織をもとにしてつくられました。

「企業別組合(会社組合)」は、資本が偽装して

送り込み、正体を見破られずに妨害・破壊工作を続ける「戦闘部隊」であるとし、日本の労働者階級の中に送り込んできた「トロイの木馬」に他ならないと著者は指摘しています。

これに対して永らく毅然とした対応をとれなかった左翼政党やナショナルセンターはこの批判に対してどのように応えるのでしょうか。今日では先進諸国の中で全くストライキのない国になっています。

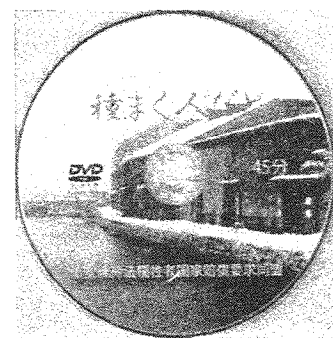
「会社労働組合の現地移植」を要件として海外進出を進めている日本企業に対する批判も高まってきています。

憲法28条(勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利)を生かし、自分の判断で組合に加入した労働者による労働組合のひろがり、個人加盟地域ユニオンや電機・情報ユニオンなどの産業別ユニオンの前進に期待しています。

近森 泰彦

【当面の日程】

- 7月：◆26日(水) 11時30分～ 十六銀行過労死裁判 名地裁
- ◆26日(水) 13時10分～ 名古屋市バス損害賠償請求裁判 名地裁
- ◆26日(水) 16時～ 中部電力過労死裁判 名地裁
- ◆27日(木) 13時30分～ ヒラ・タラ裁判再開 名地裁
- ◆29日(土) 13時30分～ 労働問題研究所 総会 労働会館
- ◆30日(日) 13時30分～ 第44回ユニオン学校(横浜事件を生きて) 市民活動推進センター
- ◆31日(月) 16時～ 第一交通裁判 未払い賃金 名地裁
- 8月：◆7日(月) 14時～ 第一交通裁判 不当解雇 名地裁
- ◆26日(土) 13時30分～ 愛知健康センター 総会 労働会館
- ◆30日(水) 13時30分～ 社労土木全裁判 証人尋問 名地裁



第45回ユニオン学校
8月16日(水)6時半
市民活動推進センター
『種まく人びと』
治安維持法国陪同盟
創立50周年記念映画

■ 事務局連絡先 ■

〒456-0006
名古屋市熱田区沢下町9-3
労働会館本館306号 健康センター内
Tel&(fax) : 052-883-6966(6983)
メール : sfl7wtkg@tg.commufa.jp

1部 100円

ユニオンと連帯する市民の会

お願い! 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

本年度の会費・カンパの振込をお願いします

振込先

郵便振込

口座番号 : 00820-7-169123